

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組を評価・検証する際の着眼点の例示              イ・ロ （略）</p> <p>ハ、<u>主要なリスクは、「自己資本の基本的項目（Tier I）」でカバーされるようになっているか。</u></p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅱ 組合監督上の評価項目</p> <p>Ⅱ－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２ 財務の健全性等</p> <p>Ⅱ－２－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２－２ 統合的なリスク管理等</p> <p>Ⅱ－２－２－１ 統合的なリスク管理</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）主な着眼点</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ リスク管理の高度化の取組を評価・検証する際の着眼点の例示              イ・ロ （略）</p> <p>ハ、<u>主要なリスクについて自己資本比率規制上の自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）でカバーする等、自己資本の損失吸収力の程度も適切に勘案したものととなっているか。</u></p> <p>ニ・ホ （略）</p> <p>④ <u>例えば、リスク資本の配賦等に当たり、<u>その他有価証券評価差額金による影響も適切に勘案する等、自らが抱えるリスクや自己資本の特性等を十分に踏まえた対応を行っているか。</u></u></p> <p>⑤ <u>農林中央金庫、信漁連及び共済水産業協同組合連合会への資本の供与に当たっては、自らの自己資本に配慮したものととなっているか。</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ－２－２－２ （略）                      Ⅱ－２－３ （略）                      Ⅱ－２－４ 信用リスク                      Ⅱ－２－４－１ 意義</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ－２－２－２ （略）                      Ⅱ－２－３ （略）                      Ⅱ－２－４ 信用リスク                      Ⅱ－２－４－１ 意義</p> <p>（１）・（２） （略）</p> <p>（３）<u>B I S 告示第 4 章第 6 節に規定する信用リスク削減手法は、一般的に、信用リスクを大きく削減することから、効果的なリスク管理手段として活用されている。一方で、当該信用リスク削減の枠組みにおいて、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の活用を含め、潜在的な規制裁定行為のおそれがある。</u>  <u>特に、損益計算において、保証に伴う損失と費用の認識を遅らせるとともに、名目的なリスクの移転によって、保証対象のエクスポージャーのリスク・ウェイトを低減することで、自己資本比率計算上の利益を直ちに享受するような取引について規制裁定行為が認められる。例えば、信用保証に係るプレミアムや手数料その他の直接・間接に支払われる費用が、移転される信用リスク量と比較して著しく高い取引（以下「高コスト信用保証取引」という。）についてこうした行為が認められる。こうした高コスト信用保証取引は、実質的なリスク移転を伴わないまま、短期的に望ましい所要自己資本額計算上の取扱いを享受する一方で、長</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点                      信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>期間に亘り損失を先送りするという問題を有しているといえる。</u></p> <p>Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点                      信用供与先の財務状況の悪化等が経営に与える影響の分析が行われ、適切な対応が講じられているか。例えば、</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 上記Ⅱ－２－４－１(2)を踏まえ、カントリーリスクを有する組合は、「系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第806号・16経営第8903号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）Ⅱ－２－４－２ 主な着眼点【共通】」の(5)から(7)までの項目を参照し、カントリーリスクを適切に管理しているか。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) デリバティブ取引等を行っている場合においては、主なカウンターパーティーの信用リスクについて、以下の点も含め、適切に管理しているか。</u></p> <p>① <u>カウンターパーティー別及びカウンターパーティーの類型別のエクスポージャーの管理</u></p> <p>② <u>デリバティブ取引の参照資産の時価の変化等によりエクスポージャーが拡大することによるリスクの把握</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
(新設)	<p>③ <u>担保その他の信用補完措置の有効性の確認</u></p> <p>④ <u>市場流動性が低下する状況等も勘案した適切なストレステストの実施</u></p> <p>(8) <u>上記Ⅱ-2-4-1(3)の問題を踏まえ、BIS告示第4章第6節に規定する保証及びクレジット・デリバティブ（以下「信用保証取引」という。）を用いた信用リスク削減手法を評価するに当たり、組合自身は「系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-4-2 主な着眼点【共通】」の(11)に列挙されている点を考慮すべきであり、また、行政庁は当該列挙されている点を踏まえ、信用リスク削減手法が適用可能であるか否かを判断する。</u></p>
(新設)	<p>(9) <u>行政庁はまた、「系統金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-4-2 主な着眼点【共通】」の(12)に列挙されている特徴を持つ信用保証取引について、より一層の注意を払う。</u></p>
(新設)	<p>(10) <u>清算集中されたデリバティブ取引等に係る中央清算機関との間の取引に係るリスクについて、以下のものも含め、適切に管理しているか。</u></p> <p>① <u>中央清算機関との取引固有のリスク</u></p> <p>② <u>適格中央清算機関が服している規制・監督の枠組みに重大な欠陥がある場合に生じるリスク</u></p> <p>③ <u>適格中央清算機関以外の中央清算機関について、当該中央清算機関の求めに応じて支払わなければならない未拠出の清算基</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）不良債権比率、大口与信（Tier Iの10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）又は与信残高が上位一定数以上の先への与信合計額で大きい方）の比率といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。 （信用リスク改善措置）</p>	<p><u>金について、その全額が当該中央清算機関の損失補填に充てられるリスク</u></p> <p>（注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ－２－４－３ 監督手法・対応</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）不良債権比率、大口与信（<u>自己資本の額（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）</u>の10%以上の与信先（国、地方公共団体、政府関係機関等向け与信を除く。）又は与信残高が上位一定数以上の先への与信合計額で大きい方）の比率といった基本的な指標に加え、大口与信先に対するリスクが顕在化した場合の影響額（＝大口先のうち要管理先以下の者に対する債権の非保全額（担保・保証及び引当金により保全されていない債権額）の一定割合が損失となったと仮定した場合の損失額）を勘案した自己資本比率を基準として、信用リスクの管理態勢について改善が必要と認められる組合に関しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法第122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法第123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。 （信用リスク改善措置）</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－１ 意義</p> <p>市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</p> <p>証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（組合でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。</p> <p>① 商品の適切な価格評価</p>	<p>(3) (略)</p> <p>Ⅱ－２－５ 市場リスク</p> <p>Ⅱ－２－５－１ 意義</p> <p>市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産、負債及びオフバランス取引の価値が変動し、組合が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、組合が損失を被るリスクをいうが、組合は、<u>当該損失が自己資本比率規制上の自己資本に算入されるか否かにかかわらず</u>、当該リスクに係る内部管理態勢を適切に整備し、経営の健全性の確保に努める必要がある。</p> <p>Ⅱ－２－５－２ 主な着眼点</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 証券化商品等のクレジット投資のリスク管理</p> <p>証券化商品を始めとする市場性のあるクレジット商品への投資では、以下のような点に留意して、リスク管理を行っているか。なお、市場性のあるローン（組合でオリジネートする場合か、セカンダリー市場で取得する場合かを問わない。）及びCDS取引についても、同様の留意が必要となる。</p> <p>① 商品の適切な価格評価</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びCDS取引を含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ～ハ （略）                      （新設）</p> <p>②・③ （略）                      （注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）以下のいずれかに該当する組合に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。（安定性改善措置）</p> <p>① （略）                      ② 固有勘定のアウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利シヨ</p>	<p>市場性のあるクレジット商品（市場性のあるローン及びCDS取引を含む。）に関して、以下のような点に留意して、価格評価を行っているか。</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p><u>ニ. 価格評価モデルを用いるにあたって、流動性リスクや価格評価モデルの不確実性リスク等に重要性があると認められる場合には、これらが適切に考慮されているか。</u></p> <p>②・③ （略）                      （注）着眼点の詳細については、必要に応じ、系統金融検査マニュアルを参照。</p> <p>Ⅱ－２－５－３ 監督手法・対応</p> <p>（１） （略）</p> <p>（２）以下のいずれかに該当する組合に対しては、原因及び改善策等について、深度あるヒアリングを行い、必要な場合には水協法122条に基づき報告を求めることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、改善計画を確実に実行させる必要があると認められる場合には、水協法123条の2に基づき業務改善命令を発出するものとする。（安定性改善措置）</p> <p>① （略）                      ② 固有勘定のアウトライヤー基準（金利リスク量（標準的金利シヨ</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>ック（イ. 上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>基本的項目（Tier I）と補完的項目（Tier II）の合計額の20%を超えるもの</u>）に該当する組合（19年3月期から適用）</p> <p>（注1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>イ. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記イ又はロの2種類の金利ショック）は組合の選択に委ねられる。</p> <p>ロ. 上述のように、金利リスク量はコア貯金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア貯金について、以下のa. 又はb. の定義を用いることとする。一度選択したコア貯金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</p> <p>a. i) 過去5年の最低残高、ii) 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又はiii) 現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として組合が独自に定める。</p> <p>b. 組合の内部管理上、合理的に貯金者行動をモデル化し、コア貯金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>ハ. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を行政庁に説明</p>	<p>ック（イ. 上下200ベース・ポイントの平行移動による金利ショック又はロ. 保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショック）によって計算される経済価値の低下額）が<u>自己資本の額の20%を超えるもの</u>）に該当する組合</p> <p>（注1）アウトライヤー基準の適用に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>イ. アウトライヤー基準の金利リスク量の算出における標準的金利ショック（上記イ又はロの2種類の金利ショック）は組合の選択に委ねられる。</p> <p>ロ. 上述のように、金利リスク量はコア貯金の定義によって大きく変動することとなる。そのため、コア貯金について、以下のa. 又はb. の定義を用いることとする。一度選択したコア貯金の定義は合理的な理由がない限り継続して使用しなければならない。</p> <p>a. i) 過去5年の最低残高、ii) 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、又はiii) 現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として組合が独自に定める。</p> <p>b. 組合の内部管理上、合理的に貯金者行動をモデル化し、コア貯金額の認定と期日への振分けを適切に実施している場合は、その定義に従う。</p> <p>ハ. 金利リスク量の算出に当たって、内部管理で使用しているモデルに基づく高度なリスク計算方法は、その合理性を行政庁に説明</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>できる場合には使用することができることとする。（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対利用者レートの予測推定に基づくリスク計算など。）</p> <p>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該組合の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、行政庁としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ－2－6 （略）                      Ⅱ－3～Ⅱ－9 （略）                      Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点                      Ⅲ－1～Ⅲ－3 （略）                      Ⅲ－4 水協法等に係る事務処理                      Ⅲ－4－1～Ⅲ－4－4 （略）                      Ⅲ－4－5 自己資本比率の計算                      Ⅲ－4－5－1 届出書の記載内容のチェック</p> <p><u>信用事業命令第51条第1項第14号に規定する劣後特約付金銭消費貸借（以下「劣後ローン」という。）による借入れの届出（参考様式3－6）があった場合において、これが自己資本比率規制上の自己資本として適格であるかについて確認するためには、以下の点に留意するものとする。</u></p>	<p>できる場合には使用することができることとする。（例えば、契約上のキャッシュフローとは異なるキャッシュフローに基づくリスク計算や、市場金利と完全連動しない対利用者レートの予測推定に基づくリスク計算など。）</p> <p>（注2）アウトライヤー基準に該当する場合であっても、当該組合の経営が不健全であると自動的にみなされるものではなく、行政庁としても、必ずしも直ちに経営改善を求めるものではない。また、改善が必要とされる場合でも、金融市場への影響等に十分配慮し、改善手法や時期等が適切に選択されるよう、特に留意して監督を行うものとする。</p> <p>Ⅱ－2－6 （略）                      Ⅱ－3～Ⅱ－9 （略）                      Ⅲ 組合監督に係る事務処理上の留意点                      Ⅲ－1～Ⅲ－3 （略）                      Ⅲ－4 水協法等に係る事務処理                      Ⅲ－4－1～Ⅲ－4－4 （略）                      Ⅲ－4－5 自己資本比率の計算                      Ⅲ－4－5－1 <u>適格旧資本調達手段としての適格性</u></p> <p><u>組合が平成26年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に該当しないものについて、自己資本比率規制上の適格旧資本調達手段として適格であるかについて確認するためには、平成25年●月●日付けで金融庁及び水産庁により公表された『「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（1）<u>劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更正、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払いを受けることを条件に劣後債権者の支払請求権の効力が発生する、という条件付債権として法律構成することにより、結果的に利払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。</u></p> <p>（2）<u>B I S 告示第5条第1項第3号又は第13条第1項第3号に該当するもの場合には、利払い義務の延期が認められるものとするために、少なくとも当該組合に分配可能額がない場合及び利払いを行うと当該組合が債務超過になる場合に利払いの義務の延期が認められるものである旨の契約となっているか。</u></p> <p><u>また、業務を継続しながら損失の補てんに充当し得るために、例えば最低自己資本比率基準の二分の一に相当する水準を下回る場合には利払いの義務の延期が認められる旨の契約となっているか（平成11年3月1日以降に契約又は契約更改されるものにつきチェックする。）。</u></p> <p>（3）<u>上位債権者に不利益となる変更、劣後特約に反する支払を無効とする契約内容がある旨の記載があるか。</u></p>	<p><u>4-5-1にも留意して行うものとする。</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（４）債務者の任意（オプション）による償還については、バーゼル合意を踏まえ、行政庁の事前承認が必要であるとする契約内容がある旨の記載があるか。</p> <p>なお、事前承認に当たっては、告示及びⅢ－４－５－５に留意するものとする。</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ－４－５－２ 任意による償還又は買戻しに際しての自己資本の充実についての確認</p> <p>（１）非累積的永久優先出資の償還又は買戻しを行う場合の「発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること」への該当の有無を判断するに当たっては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 当該資本調達手段の償還又は買戻しを行うための資本調達（再調達）が当該償還若しくは買戻し以前に行われているか、又は当該償還若しくは買戻し以前に行われることが確実に見込まれるか。また、当該資本調達が行われた後に、組合が十分な水準の自己資本比率を維持できないと見込まれるような事態が生じていないか。なお、非累積的永久優先出資の償還又は買戻しを行うために資本調達（再調達）を行う場合、当該資本調達が行われた時点以降償還日又は買戻し日までの間は、当該資本調達により払込みを受けた金額のうち償還予定額に満</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>たない部分については自己資本への算入が認められないことに留意する。</u></p> <p>② <u>当該償還が、専ら当該資本調達手段の所有者の償還への期待に応えるためだけに行われるものではないか。例えば、資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用配当率が当該償還される資本調達手段の適用配当率よりも実質的に高いものとなる場合、かかる組合の配当負担の増加にも拘わらず当該資本調達を行う合理的な理由が認められるか。</u></p> <p>③ <u>資本調達（再調達）のために発行される資本調達手段の適用配当率が、組合の今後の収益見通し等に照らして、自己資本の健全性を維持しつつ十分に支払可能なものとなっているか。</u></p> <p><u>（2）組合が平成26年3月30日までに発行した資本調達手段のうち、普通出資又は非累積的永久優先出資に該当しないものに関する期限前弁済の届出受理に際しての確認については、平成25年●月●日付けで金融庁及び水産庁により公表された『「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正』による改正前の本監督指針のⅢ－4－5－5に留意して行うものとする。</u></p> <p><u>Ⅲ－4－5－3 他の金融機関等向け出資の調整項目に係る除外事由該当性のチェック</u></p> <p><u>B I S 告示第5条第8項第1号又は第13条第9項第1号では、「その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
	<p><u>うことを目的として保有することとなった資本調達手段」については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して行政庁が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間、コア資本に係る調整項目の額を算出する場合における当該算出の対象から除外することができるものとされている。</u></p> <p><u>この場合において、その存続が極めて困難であると認められるか否かは、組合による資本調達手段の取得時点における当該資本調達手段の発行者の財政状態及び経営成績並びに経済情勢及び経営環境その他の事情を総合的に勘案して判断するものとし、例えば、業務若しくは財産の状況に照らし預貯金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預貯金等の払戻しを停止した金融機関が含まれる。</u></p> <p><u>（注）したがって、かかる資本調達手段には、預金保険法第 65 条に規定する適格性の認定等に係る同法第 59 条第 2 項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第 1 項に規定する救済金融機関及び救済銀行持株会社等の資本調達手段も含まれる。</u></p> <p><u>また、上記取扱いが認められる期間は、上記事情に加えて、当該資本調達手段の発行者の規模及び金融システムにおける重要性、当該資本調達手段の種類及び保有額、組合の資本の状況、組合が当該資本調達手段を保有することとなった経緯及び目的その他の背景事情並びに当該発行者と組合の関係その他の当該資本調達手段の保有に係る事情を総合的に勘案して、当該資本調達手段を取得した日から 10 年を基本としつつ、期間の伸長・縮減や、激変緩和措置としての対象範囲の段階的縮減を認めるなど、金融システムの安定に鑑み合理的に必要と認められる期間を定めるものとする。</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－４－５－２ 「意図的な保有」控除のためのチェック</p> <p><u>金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、B I S 告示第6条第1項において自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合を、「他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の持ち分その他の資本調達手段を保有していると認められる場合」（以下「意図的な保有」という。）と規定している。この意図的な保有については、当面、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p>（1）我が国の預金及び貯金取扱金融機関が借手となる劣後ローンを平成9年7月31日以降供与している場合</p> <p>※ この場合については、資本増強協力目的によるものとみなし、すべて意図的な保有に該当する。ただし、貯金取扱金融機関において出資を受けた金融機関（農林中央金庫又は信漁連）が出資者たる金融機関（漁協）から</p>	<p><u>なお、組合による承認の申請までについては、原則として、対象となる資本調達手段の取得と同時に又はその直後に行うことが求められる。</u></p> <p>Ⅲ－４－５－４ <u>意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段についての該当性判断</u></p> <p><u>金融システム内で自己資本比率向上のために資本調達手段を相互に意図的に保有することは、組合及び他の金融機関等の双方において実体の伴わない資本が計上されることとなり、金融システムを脆弱なものにすることから、バーゼル合意に従い、B I S 告示第13条第4項等において、組合及び他の金融機関等との間で相互に自己資本を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有していると認められる場合（以下「意図的持合」という。）、組合又は連結子法人等が保有する資本調達手段については、その全額をコア資本に係る調整項目として自己資本から控除しなければならないものとしている。この意図的持合については、具体的に以下のような場合を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p>（1）組合又は連結子法人等が、平成9年7月31日以降、我が国の預貯金取扱金融機関との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、組合又は連結子法人等が当該預貯金取扱金融機関の資本調達手段を保有し、かつ、当該預貯金取扱金融機関も組合又は連結子法人等の資本調達手段</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>受け入れた出資及び劣後ローンについては、意図的な保有とみなさない。</u></p> <p><u>（2）劣後ローンを除く他の金融機関の持分その他の資本調達手段を、経営再建・支援・資本増強協力目的として、平成10年3月31日以降、新たに引き受ける場合</u></p> <p><u>※ なお、前述の経営再建・支援・資本増強協力目的以外の場合で、純投資目的等により流通市場等から調達する発行済の株式その他の資本調達手段の保有、及び証券子会社によるマーケット・メイキング等のための一時的保有は、意図的な保有には該当しない。</u></p> <p><u>（注1）「意図的な保有」のうち、「第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合」についてのチェックは、平成11年4月1日以降に資金の払込みが行われた自己資本の調達について行うものとする。</u></p> <p><u>（注2）漁協から信漁連及び農林中央金庫、信漁連から農林中央金庫への出資又は劣後ローンの供与については、会員資格の限定等その設立及び業務の性質を踏まえ、ダブル・ギアリング規制の対象とせず、自己資本の控除項目から除外される。ただし、出資又は劣後ローンの供与に当たっては、自らの自己資本に配慮したものとなっているかどうかの検証が必要なことに留意する。</u></p>	<p><u>を保有している場合</u></p> <p><u>（2）組合又は連結子法人等が、平成24年12月12日以降、他の金融機関等（我が国の預貯金取扱金融機関を除く。）との間で、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして互いに資本調達手段を保有することを約し、これに従い、組合又は連結子法人等が当該他の金融機関等の資本調達手段を保有し、かつ、当該他の金融機関等が組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有している場合</u></p> <p><u>※ したがって、他の金融機関等が組合又は連結子法人等の資本調達手段を保有していない場合は、意図的持合には該当しない。また、他の金融機関等との間で相互に資本調達手段を保有している場合であっても、相互に資本増強に協力することを主たる目的の一つとして資本調達手段を互いに保有することが約されているとは認められない場合（例えば、専ら純投資目的等により流通市場等において他の金融機関等の資本調達手段を取得及び保有している場合や、専ら業務提携を行う目的で他の金融機関等の資本調達手段を相互に保有している場合等）は、意図的持合には該当しない。</u></p> <p><u>※※ なお、上記の意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額のほか、同じくコア資本に係る調整項目の額に含まれる少数出資金融機関等の対象普通出資等の額、特定項目に係る10パーセント基準超過額又は特定項目に係る15パーセント基準超過額の算出に際して、時価評価差額がその他有価証券評価差額金として評価・換算差額等の項目として計上される対象普通出資等又は対象資本調達手段に</u></p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－４－５－３ 資本の安定性・適格性等のチェック</p> <p><u>（１）ＢＩＳ告示第５条第３項及び第１３条第３項に定める「ステップ・アップ金利等が過大なものである」かどうかは、以下の条件に照らして判断するものとする。</u></p> <p>① <u>契約時から５年を経過する日までの期間において、ステップ・アップ金利等を上乗せしていないこと。</u></p> <p>② <u>「「１５０ｂ．ｐ．（ベース・ポイント。株式や債券などの有価証券の利回り格差を表す尺度。１ｂ．ｐ．＝０．０１％）」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値」ないしは「「当初の信用スプレッドの５０％」から「当初の金利のベースとなるインデックスとステップ・アップ後の金利のベースとなるインデックスとの間のスワップ・スプレッド」を控除した値」以下となっているか。</u></p> <p>③ <u>スワップ・スプレッドは、届出日ではなく価格決定時における当初参照金利とステップ・アップ後の参照金利との値付けの差により計算され</u></p>	<p><u>については、時価による評価替えを行わない場合の額をもってその額とする必要があることに留意する。</u></p> <p>（削除）</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p><u>るものであるが、これが確実に上記②の範囲内となるよう計画されたものとなっているか。</u></p> <p><u>(2) 資本調達を行った組合が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸出しを行っていないか。</u></p> <p>Ⅲ－４－５－４ 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意図的な保有に該当する場合には、貸手金融機関の自己資本の額から当該保有相当額を控除することとなるが、適正な控除が行われているか。</u></p> <p><u>(3) 連結財務諸表の作成上、意図的な保有に係る他の金融機関又は金融業務を営む関連法人等（比例連結（B I S 告示第15条第1項に規定する方法をいう。以下Ⅲ－４－５において同じ。）の簡便法が適用されているものを除く。）に持分法（B I S 告示第15条第1項に規定するものをいう。以下Ⅲ－４－５において同じ。）が適用されている場合には、控除すべき資本調達手段の額は、投資原価にそれまで計上された持分法による評価損益の累計額を加減した額となっているか。</u></p> <p>(4) ~ (6) (略)</p>	<p>Ⅲ－４－５－<u>5</u> 自己資本比率算定に際してのチェック</p> <p>(1) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>2</u>) ~ (<u>4</u>) (略)</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（新設）</p> <p>Ⅲ－４－５－５ 期限前償還等の届出受理に際してのチェック</p> <p><u>信用事業命令第51条第1項第15号に規定する劣後ローンの期限前弁済に係る届出を受理しようとする時は、当該届出組合における期限前弁済後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。</u></p> <p>Ⅲ－４－５－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている組合及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し</p>	<p><u>（５）組合がその資本調達手段の保有者に対して取得に必要な資金を直接又は間接に融通しておらず、また、当該資本調達手段を当該組合の子法人等又は関連法人等が取得していないか。</u></p> <p>（削除）</p> <p>Ⅲ－４－５－６ 連結自己資本比率を算出する際の比例連結の方法の使用に関するチェック</p> <p>（１）（略）</p> <p>（２）金融業務を営む関連法人等について比例連結の方法を適用するに当たっては、その資産、負債、収益及び費用のうち、投資をしている組合及び連結子法人等に帰属する部分のみを対象として連結の範囲に含める点を除き、子会社の全部連結に準じて行うものとする。ただし、我が国の会計制度上比例連結が採用されておらず馴染みがないことや、会計上の事務負担が増加することにかんがみ、以下の簡便法によっている場合には、当分の間、比例連結の方法によっているものとして取り扱って差し</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（<u>意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段を除く。</u>以下（２）において同じ。）を<u>控除項目の額（B I S 告示第14条第 1 項に規定する控除項目の額をいう。以下（２）において同じ。）</u>に含めず、B I S 告示第15条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスクアセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の合計額をいう。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注 1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>投資消去差額</u>の調整、未実現損益の消去、<u>配当金・役員賞与</u>の消去等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注 2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. （略）</p>	<p>支えない。</p> <p>① 簡便法は、当該金融業務を営む関連法人等の資本調達手段（<u>意図的持合として保有している他の金融機関等の資本調達手段を除く。</u>以下（２）において同じ。）を<u>B I S 告示第13条第 6 項第 1 号又は第 7 項第 1 号に掲げる額を算出する場合におけるその他金融機関等に係る対象普通出資等の額及び B I S 告示第47条の 3、第47条の 4、第154条の 3 又は第154条の 4 の規定による信用リスク・アセットの額の算出の対象に含めず、</u>B I S 告示第15条第 1 項本文後段の規定にかかわらず持分法を適用し、かつ、連結自己資本比率に係る算式における分母の額（信用リスク・アセットの額及びオペレーショナル・リスク相当額を 8 % で除して得た額の合計額をいう。）に調整を加えることにより行うものとする。</p> <p>（注 1）簡便法において持分法を適用するのは、持分法の適用に当たって、当期純損益の認識、<u>のれん相当額</u>の調整、未実現損益の消去、<u>配当金の消去</u>等の会計処理が行われることによる。</p> <p>（注 2）連結自己資本比率に係る算式における分子の額（自己資本の額をいう。）には調整を行わない。</p> <p>② 連結自己資本比率に係る算式における分母の額は、当該金融業務を営む関連法人等を連結の範囲に含めないで算出した連結自己資本比率に係る算式における分母の額から次のイに掲げる額を控除し、ロ. に掲げる額を加算した額とする。</p> <p>イ. （略）</p>

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>ロ. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づき、<u>B I S 告示第16条及び第17条の規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</u>に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p>③ （略）</p> <p>④ 上記②ロ. において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスクアセットの額の算定上、<u>B I S 告示第7条に定める信用リスクアセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</u> （新設）</p> <p>⑤ （略） （新設）</p> <p>Ⅲ－4－6～Ⅲ－4－16 （略） Ⅲ－5～Ⅲ－7 （略）</p>	<p>ロ. 毎決算期の末日における当該金融業務を営む関連法人等の貸借対照表に基づいて算出した以下に掲げる額の合計額に保有議決権割合を乗じて得た額</p> <p><u>a. B I S 告示第16条及び第17条の規定を適用して得た当該金融業務を営む関連法人等に係る分母の額</u></p> <p><u>b. B I S 告示第12条第2項の規定によるコア資本に係る調整項目の額の算出の対象となるものの額に1,250%を乗じて得た額</u></p> <p>③ （略）</p> <p>④ 上記②ロ. <u>a.</u>において、当該金融業務を営む関連法人等に係る信用リスク・アセットの額の算定上、<u>B I S 告示第7条に定める信用リスク・アセットの額よりも大きい額を用いても差し支えない。</u></p> <p>⑤ <u>上記②ロ. b. において、規定する額よりも大きいと合理的に認められる額を用いても差し支えない。</u></p> <p>⑥ （略）</p> <p><u>Ⅲ－4－5－7 自己資本比率の計算方法の一貫性</u> <u>例えばB I S 告示上の経過措置の適用等、自己資本比率の計算方法に関して組合に一定の裁量が認められている場合、合理的な理由に基づく変更の場合を除き、一貫した計算方法を採用しているか。</u></p> <p>Ⅲ－4－6～Ⅲ－4－16 （略） Ⅲ－5～Ⅲ－7 （略）</p>